

沼津市立病院の経営安定化に向けた財政支援及び
物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書

公益社団法人全国自治体病院協議会が会員病院を対象に実施した令和6年度決算状況調査によると、経常損失を生じた病院の割合は約86%、医業損失を生じた病院の割合は約95%であることが示された。

また、各種メディアを通じ、大学病院や自治体病院等の大幅赤字による経営悪化が報道されている。その背景には、コロナ禍後、入院患者数の回復が見込めないことに加え、近年の物価や人件費の高騰が影響している。

沼津市立病院においても、令和6年2月に策定した沼津市立病院経営強化プランに基づき経営強化の取組を進めているものの、令和6年度の経常損失は約5億円、医業損失は約17億円となるなど、厳しい状況が続いている。

さらに、診療報酬は公定価格であることから病院が独自に費用を上乗せすることもできないなど、一自治体が病院経営を支えていくことが極めて困難な状況に置かれている。

公立病院は地域住民の命を守る社会インフラであり、持続可能な地域医療を確保するには、病院経営の安定化に向けた支援が不可欠である。

よって、沼津市議会は、国に対し、公立病院の経営安定化に向け、以下の対策を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 「持続可能な地域医療の確保」に向けた新たな補助金制度の創設を直ちに実施されたい。
- 2 診療報酬改定について、急激な物価及び人件費の高騰を踏まえ、持続可能な地域医療の確保のために、入院基本料等の見直しを行うなど、令和7年度において抜本的な対策を講じられたい。
- 3 医療に係る消費税について、診療報酬の原則非課税制度の仕組みを見直し、軽減税率による課税取引に改めるなど、控除対象外消費税問題を抜本的に解決されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月16日

沼 津 市 議 会